

### 3. 福祉用具貸与の位置づけについて

#### 【点検で気づいた点】

利用票には複数の福祉用具貸与があるにも関わらず、計画書の第二表には具体的な用途が記されていない事例が見受けられました。

#### 【留意事項】

- ・福祉用具貸与は、利用者の自立支援を阻害するおそれがないか、住宅改修の対応の可否等、総合的な角度からアセスメントを行ったうえで、真に必要な場合に限りケアプランに位置付けるものです。
- ・利用者の方の利用状況や頻度を確認し、心身の状況や体調を踏まえながら利用者の方にとって本当に必要な用具であるのかどうかをサービス担当者会議で検証しましょう。

#### 【ここに気を付けましょう】

- ・利用者の方の持っている力や介護者の状況についても把握し、福祉用具をどのような場面や使用用途で、どの程度活用するのかをケアチーム全体で話し合い、利用者の方の自立へ向けた支援の方針を共有し、居宅サービス計画に記載しましょう。